

第6回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要（無記名版）

日 時：平成 28 年 10 月 24 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：伊予市生涯研修センター「さざなみ館」 第 1 研修室

出席者：検討委員会委員 9 名、事務局 6 名、委託業者 2 名

1. 開会

- ・ 開会のあいさつ（事務局）
- ・ 委員退任のお知らせ（事務局）
- ・ 委員長あいさつ（委員長）

2. 議題

（1）合同分科会の報告

- ・ 合同分科会の報告をお願いしたい。（委員長）
- ・ この検討委員会は年度末までには実施計画を作ることになっている。一体、誰がどれを実施するのかという問題があるため、文化協会などからも集まっていただき、共通の認識を持ってもらうことが必要であった。具体的には、現在検討委員会で議論されているような内容について集まったメンバーで協働していくことを考えた。名前は、伊予市文化施設実行委員会という仮称になっている。実際に、施設の理念などに基づいて、市民との協働を進めていく。来年度に本格的な実行委員会ができればよいと考えているが、委員会を立ち上げて、図書館・文化ホール、地域交流機能についてそれぞれ、合同の検討委員会の中で積極的に提案をしながら具体化していこうということを協議した。内容等は、これから参加者と連絡しながら検討委員会にも反映させていただきたいと考えている。（委員 2）
- ・ 今の報告に関して質問等があるか。今年度中に実行委員会を立ち上げて、来年度から実行に移せればという内容であった。（委員長）
- ・ この 29 年度の計画についてはどのような形で実行に移るのかということが、目に見えてこない。またこの予算についてはどうか、ご教示いただきたい。（委員 6）
- 行政の実施計画が最終的にどういう形でまとまるかということも要点となる。本検討委員会の議論に具体的な共通項が出てきたところで、それを実際にどのように動かすかを実行委員会で受け止めながら進めていく。そのような形だにご理解いただきたい。（委員 2）
- 整理すると、市にもそれを実施する組織ができるということになる。市民が先行している部分が全てではない。（委員長）
- 仰るとおり、市としても体制を整えていかないといけないと考えている。先ほどの 29 年度事業については、たくさんの事業を出していただいているが、これを全て行うということではなく精査をしなければいけない。市が市でやるどころ、市民が自分たちでやるどころ、協働事業でやるどころを精査しながら実施に向けて検討していく。予算も検討していく。（事務局）

- 文化協会と市が合同でフォーラム事業をしていくという認識でよいか。(委員 6)
- 文化協会が全面に出るわけではない。(委員長)
- 文化協会は実行委員会の一部として入る。(委員 2)
- 新たな市民も加えていくということである。(委員長)
- 実行委員会は、立ち上げはどのような方向で立ち上げていくのか。(委員 6)
- 今回行ったのは、まずは準備委員会の形をつくろうという話し合いである。(委員 2)
- 29 年度は、市がある程度、予算を組むということか。(委員長)
- そのように考えている。プレ事業に関して、今年度は予算不足であった。来年度はプレ事業については予算の計画をしていこうと考えている。他部署との連携も行いながら、計画を進めていく。(事務局)
- ありがとうございます。お金のことと人のことについて質問をいただいた。市民の側の準備会ではより多くの人に参加いただけるように、周りの方にお話いただきたい。よろしくお願いします。(委員長)

(2) 前回の振り返りについて

- ・ 前回の振り返りについて、委託業者から説明をお願いしたい。(委員長)
- ・ 委託業者よりご説明。
- ・ ありがとうございます。最終的には事務局で決定するが、意見を整理して、一つの形にしたものをご提示いただいた。ご確認いただき、ご質問ご意見等いただきたい。(委員長)
- 申込書に「抽選の上」という記載がある。抽選の上、利用者同士の調整を行うのは、抽選を職員・受付で行い、利用者同士の調整というのはどのような内容になるか。(委員 3)
- 前回の話を整理すると、A、B、C で抽選をした場合、A が抽選で勝ったと想定すると A に優先権がある。一方で、B・C について、どうしてもその日程でないといけない事情があるかもしれない。よって A に利用優先権があるが、いったん利用者同士で話し合いをもつということになる。他の会館で行っている事例はそうになっている。A は、抽選で勝ったが実は他の日でもいいという話になるかもしれない。その場合、一日に抽選を行うため、他のどの日程が空いているか分かるため、別日でも良いという調整ができるかもしれない。そのような利用者同士でしていただくということになっている。(委員長)
- それは全員が顔を合わせて行うのか。(委員 3)
- 抽選の方法はまだ決めていないが、例えば、朝 9 時に集合にしたと仮定すると、来年の 10 月に使いたい人は、ホールは 1 年前、地域交流機能諸室は 3 カ月前の 1 日に集合していただく。それぞれで使用申請書を提出していただく。カレンダーの中で 1 日から 30 日までそれぞれ使いたい日が出てくる中で、誰とも被らなかった利用者はそのまま希望日を利用することができる。一方で、土日などは使いたい日が重複することが考えられる。例えば、最初の土日で 3 団体の利用希望が重なれば、その 3 団体の中で抽選を行う。A、B、C の中で、A が当選した場合、基本的に B・C は使えない。ただし A が、第 1 週の土日で希望を出して当

選したが、実は同月の中の土日だったらどこでも構わないというイベントの開催だったとすると、A が2週目に移ってB が繰り上がることもできることになる。B は、例えば、団体が立ち上がった日がその土曜日、創立記念日なのでどうしてもその日がいいという事情があるとする。A は、その次の週が空いていればその次の週でも構わない、という利用だった場合は、A とB で話し合いをしていただいて、B に譲るという調整をいただきたい。(委託業者)

- 抽選なので優先権があるということを確認しておきたい、後でもめることがないようにしたい。(委員3)
- 一般論ではあるが、使用団体同士が顔を合わせてそれぞれの事情を話し合う機会はとても貴重である。お互いの事情も分かり、今後、この地域の文化活動がスムーズにいくという効果が他の町でもあると聞いている。抽選をしたところで、実はその日でなくても良かったが当選した団体と、どうしてもそこでなければいけない事情があったが落選し、例えば800名収容のホールを借りなければいけなくなった、松山市の1000名収容のホールを借りなければいけなくなったという団体がでてきて、お互い不満のある状態を作らないようにするためにも、話し合いの機会を作る。これは多くの施設で行われている。そこを丁寧に運営するかどうかでその後の稼働率も変わってくる。(委員長)
- それはその日に、行ったその時に分かるのか。(委員3)
- 時間で集合していただくので、基本的にはその場の中で完結する。例えば、B・C から要望があっても、A が使うと決まった場合には、他の施設も検討いただくことになる。(委託業者)
- 先着順ではないため、1日の何時までと決めて、例えば3時までと決めれば3時に行っても良いということか。(委員3)
- 相違ない。(委託業者)
- これは条例・規則で定められるものなのか。(委員3)
- これは内規で定めている。ここを曖昧にすると、トラブルになる。翌日に相談会を設けるところもあるが、その方法だと2日間拘束することになる。いくつもホールがある施設ではないため、当日に顔合わせてして決めていただく。通例、集合時間を決めてその場で決定する。(委員長)
- 通年で利用する人も同じ方法で申し込みを行うのか。(委員3)
- 基本的に同じ方法になる。(委員長)
- この方法は良いと思うが、話し合いの際には当事者だけで行うのか、施設も立ち会うのかを確認したい。市の担当も一緒に入って調整したほうが良いのではないかと。もめることは年に何回もないとは思いますが、あった場合に気持ち良く利用ができるようにしたい。当事者だけで調整しきれない場合、立ち合いがあったほうが良いと考える。(委員6)
- ありがとうございます。委託業者から説明はあるか。(委員長)
- もちろん運営主体の担当者が関わることになる。ただし担当者の意思でこちらが良いと決

めることは絶対にいけない。決められたルールどおり必ずやっていかなければならないというのが大原則になる。重なったときは当事者同士で決める。本当はこちらの方が良いという意見があっても言うてはいけない。(委託業者)

- その原則の上で、話し合いをしていただいた際、当事者同士だとそれぞれわがまが出る。そのため施設の担当者が入って、あくまで意見を言わない形で調整や思いを聞いてもらう。これは他の施設でも運用として行っている。これが市民の皆さんが今後、この施設を活発に豊かに使っていただくための一つのステップになる。(委員長)
- 抽選する以前に、3組なら3組が同じ日になった場合には話し合いをして、それで調整がつかない場合には抽選という逆の方法もあるのではないかと。(委員5)
- 話し合いではなく、抽選が先の方が良い。(委員3)
- 委員5のご意見もよくわかるが、揉めてから抽選になると後味が悪い。くじで決めた方がもめないと聞く。それがベストかどうかは分からないため、当面はそれで運営していく、という大枠で決めるのが良いのではないかと。(委員長)
- 教育長の許可を得た事業もある。これは全体のことに関わるが、市の方でどこが所管課になるのかをはっきりと決めていないように受け取っている。実質は図書館があり、今までの公民館機能を持った施設の社会教育・生涯学習活動があり、文化活動もある。そうすると、教育委員会が判断していくのが良いと考えている。しかし、料金決定などは市長が認めるものでもある。他の市町村の事例を見ると、市と教育委員会がお互いに関与できるようにしておく必要がある。基本的な所管の問題を整理して、整合性を取れるようにしておかないといけない、複合施設なのでどういう形にしていくのかということを考える必要がある。(委員2)
- これは市への要望と受け取ってよいのか。(委員長)
- 相違ない。料金問題についても後ほど議論になると思うが、本来は教育委員会がちゃんと関与して決定権を持ち、主導的にやるという形にすべきだと考えている。申し込みも料金もきちんと体制が取れるようにする必要がある。しかし現在、流れとしては文化施設が市長部局に移りつつあるため、公民館や図書館に対する教育委員会の関与がどんどん薄まっていくのではないかと、行き過ぎた規制緩和が行われるように思う。発展の方向性を考えないといけない。(委員2)
- ありがとうございます。当委員会では議論しづらいことだが、委員会としての市への要望として、所管課がどこになるにしても施設の運営と整合性を取れるようにということかどうか。委員2からは、教育委員会が関わった方が良いというご意見があった。これは全般に関わることだが、この項目だけではない話になる。繰り返しになるが、最終的にはこれは市で決定する。委員会としてはこの方向で進めて良いのか。ホールの申し込みについて、委員8はいかがか。(委員長)
- 申し込みに関しては、決められた規則で使用していくので問題ない。ただし半数以上が伊予市民の場合に市内利用になる、というルールが分からない。扶桑太鼓の半分は伊予市民だが、将来的に、果たして伊予市民だけでできるか分からない。そうなったときに利用しにくくな

るのか、気になった。(委員 8)

- 内子町のオーガンスという町民劇団があるが、オーガンスは半数以上、町外のメンバーである。この規定があれば市外利用になる。内子町では内子座で公演して内子座で活動する、内子座で練習しているのだから良い、ということになっている。委員 8 から貴重なご意見をいただいた。(委員長)
- 今はこれで良いと思うが、団体登録していく必要があると考える。例えば、有志に代表者がいる団体など、そういう団体を育てていくということは非常に大切である。特に、大都市の場合は通勤者も含めて、市外から来てそこで活動している人たちもいる。半数以上が伊予市市民という規定は、小さなサークルや団体を想定していると感じる。その団体が今後育って、大きなグループが出てきたときに、松山の人が多くとも、伊予市の文化団体として一緒に活動していくということがはっきりしていれば、そういう人たちについては、市内団体として認めるという基準があっても良いのではないか。他事例でも単に半数以上だけではなく、団体をきちんと登録すれば分かる。(委員 8)
- 少し余白を残す表現を検討するのが良いのではないか。「その他、伊予市の文化向上に資すると認められた団体」という表現など。劇団で本拠地があり、その自治体以外の構成員が多いところは増えている。(委員長)
- 扶桑太鼓も、実際には県外の大分県のメンバーがいる。幅が広がってくると、伊予市にこういう郷土芸能があるということに賛同してくれて、メンバーに加わる場合もある。(委員 8)
- コーラスも指導者が素晴らしいので、南予・東予からメンバーが入ってくる。一つの文化を発信していく、伊予市にあの団体があるという評判がある、発信するイコール、外から優秀な人たちが入ってくるということになる。今も半数以上外からのメンバーがいる。(委員 3)
- 例えば、社会教育団体の登録で、契約・役員ということとは別に、「事務所を市内に有していること」「団体構成員のうち市内在住、在勤、在学者が半数以上で、かつ、主たる活動場所が市内にある」という記載を入れている事例もある。どこで活動しているのか、そこにきて、事業所であろうが、学校であろうが、市民でない方もメンバーだが、それを明確に登録していただければ分かるという形にしておけば良いのではないか。(委員 2)
- 市外、市内の区分については、基本的な考えとしては分ける必要は全くない。ただし区分をする根本の理由は、料金の問題である。申込書を出したのが市内の人で、実態はそれ以外の場合が現実にある。これは結局、料金を逃れるためにしている。この施設は市の施設であって、市民を優先するべきということが前提である。組織によっては、市外の方は高くなっているが、有志で立ち上げてきた組織が活動を推進している分については、なんらかの形で支援・助成をしていただいたら良いのではないか。(委員 6)
- もうひとつは申し込み順の問題である。(委員 3)
- 申し込み順も含めてだが、根本は料金の問題である。申し込みの順番だけの対応ならこんなに分ける必要性がない。申し込み順であれば、市民のための施設であっても、市外の人でも利用してもらっても良い。ただ、料金の問題がある。現状では市内、市外で料金が異なるた

め、申込者だけが市内の人で後は市外の人だったという事例がある。(委員 6)

- 本来は、市の公共施設なので市民が優先して使わないとおかしい。税金で作っているものであるため、本来的に公共施設の場合は市民優先になる。ただし市民が単に在住という住民だけではなく、在職・在学の人もある。住んでいることだけではなく、働いている、通勤している人も住民と認める。半数以上というのが曖昧な言い方なので、「在住、在勤、在学が半数以上」という形にしたほうが明確になるのではないか。(委員 2)
- それが良いのではないか。(委員 6)
- では、それでまとめる方向とする。どこかに落とし所を決めて、細部は改めて決めなくてはならないが、「在住、在勤、在学」で進めさせていただく。これは市役所で最終的に整理をしていただくことになる。他の施設との整合性も出てくる。(委員長)

(3) 使用料の減免基準

・ 資料の説明 (委託業者)

- ・ ありがとうございます。前回のご意見はこれであまり整理できている。どのような団体を減免対象にするのかということと、減額にする団体なのか、免除にする団体なのか、それどのように決めるのかということ。また、減額ないし免除になる団体を含めて検討したいので書類を提出するのかどうか。つまり、団体に対して免除の規定を出すのか、個々の事業に対して免除ないしは減額の規定を出すのかということを協議いただきたい。これも実際にやると揉めることが多く、なぜあの団体は免除なのか、なぜこちらは有料なのか、ということに対してどう説明するか、どうご納得いただくシステムを作るのかということが重要になる。前回のご意見をいただいて終わっている。(委員長)
- 条例、規則をどうするか考えなくてはいけない。例えば、近隣の松前町では教育施設の使用条例というものがある。施行規則の中で、学校、施設、公民館、町民グラウンド、健康増進センター、総合文化センター、これ全てが教育施設になる。これについて、免除減額の規則を作っている。非常に分かりやすい。また松前町の場合は、総合文化センターのホールは別にして、その他のホールと文化センターの中の諸室がある。例えば、松前町、または、教育委員会が主催・共催する事業は免除、そして、町立の保育所、幼稚園、学校が教育目的に使用する場合は免除。公共団体が町民の公演に利用するためには免除。教育関係の団体が本来の活動をするためには免除。社会教育団体と公共的団体が大会などを実施する場合にも免除になる。町と教育委員会が両方とも免除についても関与するという形にしている。使用料の減額については、基本は、100 分の 50 以内において減額できるものについては、町内の社会教育団体、および、公共団体が本来の活動のために使用する場合は 50 パーセント以内にするということが明示されている。それから、町、また、教育委員会が共催、公演する場合も 50 パーセント以内の減額をしましょうと定めている。その他、町、教育委員会が認める場合と定めている。このように見ると、非常にきめ細かで分かりやすい基準を作っている。今まではこのような規則は

作っていないので、市で決定する必要がある。条例については「市長、および、教育長が」という文言を個人的には入れていただきたい。「市長が必要と認めることであって、市、教育委員会が認める場合」という文言を入れて、減額の条例を作る。条例、規則については、これは免除にする、これは 50%になる、と定めれば分かりやすい。現状は市民から分からないために、特定の団体だけが免除されているように見えている。社会教育団体が誰なのかも分からないというのもまた不信感を持っている。そこを透明化、見える化することでコンセンサスを得られるのではないか。あとは財政問題にかかわるため、どこまで範囲を広げるかという施策判断はあると思っている。(委員 2)

- ありがとうございます。委員 2 からいただいたご意見は説明の中にほぼ入っていた。一つ目の窓口については、「教育委員会が」という形になっている。減額のパーセントの問題や免除の判断については市の決定をいただかなくてはいけない。プラスして、委員 6 からお話があった、市から依頼を受けて自治会が行う事業については市の主催に準ずるものであるため免除になるという内容も今のご意見の中に含まれる。減免対象は書類ではなく、事業の大きな網を被せて行うというご意見であった。網を被せる対象をはっきりと規定するという事でよろしいか。(委員長)
- 団体の問題もある。社会教育団体、関係団体というのがどこになるのか、公共団体が何か多くの方が分からなければ優先はできない。(委員 2)
- それは規則で定めるということになるか。(委員長)
- 相違ない。(委員 2)
- 前回、予約開始時期を色分けした図面をうまく作成していた。文化ホール、図書館、それから、地域交流機能、その三つの複合施設を建てるということになっている。基本的に、図書館は無料、文化ホールについては料金を取ってもいいと思っている。地域交流機能については免除にしてもらいたい、地域交流機能は、最初は公民館ということで位置付けをしていたものを、市の都合で地域交流という名称に変更した。市長に話したところ公民館として使えると聞いている、これは免除の対象でもある。地域交流機能の部分については、従来の公民館という名称は使えないが公民館であるという認識を市民の人が持っている。他の自治会は、ホールを使う公演についてはお金を出さなければいけない。文化ホール機能と地域交流機能は分けて考えるのであれば、納得がいくのではないか。いままでの内容も全て文化ホール等に入れてしまうのであれば納得できない。中央公民館の利用者はどこに行ったか分からなくなってしまう。自治会がやるのは趣味ではなく、市から依頼から受けた事業である。趣味と自治会とは異なっている。地域交流機能は免除、ホールは免除対象から外してもいいと考えている。そのほうが分かりやすく、公平性に当てはまる。(委員 6)
- ありがとうございます。委員 6 のご意見を整理すると、前回、参考の減免基準に向けて、現在の伊予市の公民館は免除になる規定が「公益上特に必要があると教育長が認めたとき」となっている。それをそのまま活かすというご意見でよろしいか。無条件に無

料ではなく、「公益上特に必要があると教育長が認めたとき」、それが先ほどのような要望のまとめにある、市から依頼を受けて自治会を行う事業ということに相当していると考ええる。それで相違ないか。(委員長)

- 相違ない。(委員 6)
- 文化団体は単に趣味でやっているわけではない。趣味の団体もあるが、公務員管轄の中で生まれてきた自主学習、生涯学習の組織である。生涯学習講座・教育講座など、それに基づいて団体が育っていく。きちんと活動実態も踏まえて見ていかなければならない。例えば、文化協会に入っている団体は 150 団体程度あるが、そういう団体は登録する際に基準がある。その活動が政治目的なのか、市民の開かれた文化活動に貢献しているのかどうかということも基準になる。登録の際に、これは社会教育関係団体、構成団体と判断する必要がある。お茶は趣味、花は趣味だ、と言い出したらきりが無い。次世代の育成なども担っているのだから、そういう意味では、大事な団体であるということになる。文化協会入れば使用料は免除といういい加減なことではなく、正式な審査した上で様々な団体に入ってもらっている。完全にサークルのような集まりは料金を取るが、この施設は利用できる。教育の関係であればそれが登録する時に、また申し込みの時に判断できることが非常に大事であると考えている。(委員 2)
- 社会教育関係団体が主催の場合、仮に 50%の減免にしているが、パーセントだけではなく社会教育関係団体をどう規定するかという基準についてのご意見である。今も文化協会ではそのように規則で網をかけているというお話である。何か他にご意見、ご質問があるか。(委員長)
- 市の基準でどういう場合には 50%に減額する、減額をする、全額いただく、ということの規定していただきたい。曖昧な表現ではよくない。こういう場合は免除にします、こういう場合は免除しないというように決めていただきたい。そのほうが公平性がある。(委員 6)
- ありがとうございます。実際に運営を始めると、想定している以外の様々な問題が出てくる。例えば、茅野市民館では、何を免除にしているのかを会議でお披露目する。共催をする事業に関しては共催をするかどうか協議し、共催になれば事実上、使用料は免除になる。現在、委員 2 と委員 6 にご意見をいただいたが、「この事業に関してはこういう理由で免除」「今年はこういう判断を照らしてします」というような運営協議会、または事業企画検討委員会のような想定ができる。最初の段階で、運営に市民が関わるという話に対して合意いただいた組織である。(委員長)
- この話の中では、参加料金が有料であるか無料であるかという違いは、使用料には全く関係がないということになるのか。(委員 1)
- 有料イベントか無料イベントか。委員 6 からのご意見と関わっている。例えば、有料のコンサートなど。(委員長)
- 今治も入場料を徴収することについて記載がある。今治の市民学習公民館は、社会教育

団体であっても入場料等を徴収するときには免除等について外すと書かれている。料金徴収については、そこから可能と考える。(委員 2)

- 貸館率が下がるという問題がある。例えば、芸術公演に関しては一定の代価を払っていただかなくてはならない。その中で、お金を貰ったものは全て免除から外れるというのはおかしいのではないかという議論もある。施設によっては、料金によって貸館料を変える事例もある。それをどこまで細かく条例で決めておくかという議論になる。「入場料を徴収のときには除く」を入れることでどうか。(委員長)
- ひめぎんの場合は減額にしている。例えば愛媛県の文化協会の分野別、正会員の主催、あるいは共催をメインホールで行う場合と記載がある。入場料が無料の場合は免除するが、有料の場合は 50% という形になっている。(委員 2)
- まず考慮するかどうかを皆さんでお考えいただきたい。最終的には市がこの施設で 1 年間にどのぐらいの収入を見込んでいるのかとのバランスになる。細かい数字までここで決めるのではなく、入場料を取るか取らないかで考慮するかどうか、ご検討いただきたい。(委員長)
- 入場料を取れば、やはり有料になる。ふれあい館は私の前区長の時にできたが、はじめは厳しい規則があった。1 年間の運営を経て、緩めて使ってもらう方法に変えた。あまりはじめから厳しい規則ではなく、2～3 年運営をしたうえで、落とし所を決めたほうが良いのではないか。(委員 7)
- その頃には、欠席の委員 10 からも話が出ているが、次は指定管理だといわれている。その時にはまたやり直しをしなくてはならない。委託業者からも、この施設がどれくらい年間ランニングコストがかかってどのぐらいの稼働率になるのか、それが分からない段階で指定管理に出せないと話があった。委員 7 からご意見があったように、大枠を決めておいて、入場料をいただいたときには免除はないという程度の規則でどうか。最後は市側で決定する。(委員長)
- 指定管理に対しては従来の規則で良いのではないか。長い目で見ると、ある程度の料金負担が発生することを広く考えていただかなくてはならない。今までのように免除されて使えるとは限らない。(委員 7)
- 減免基準でご意見をいただき、できるだけ市の施策に反映していただく。もう一つは、他の伊予市の全施設に関わることなので、この施設だけ特別お金を取る・取らないというわけにいかない。他の公民館とのバランスが重要である。(委員長)
- 市長とも話したが、公民館、それに付随する施設については従来どおり免除にするという意向で話をした。それであれば文化ホールは有料、その代わり地域交流機能は公民館の代用だから免除対象にしてもらうということで良いのではないか。有料であろうが、無料であろうが、ホールについては取るべきである。ホールはそれなりの維持管理も必要であるため、ホールは有料。地域交流機能については免除の対象にするということにすればどうか。(委員 6)

- ホールを利用者で、地域交流機能の諸室を楽屋の一室として使うことありえる。2階も空いていれば3カ月前に申し込んで使うという可能性がある。そのときには料金をいただかなくてはいけない。委員6からのご意見は、今の伊予市の公民館の運営、つまり、「公益上特に必要があると教育長が認めたとき」という文言を残しておけば良い。(委員長)
- 施設で割ると問題になる。委員6から出ているのは、自治会、町会、行政協力団体、図書館団体、あるいは社会教育関係団体もそこに入る。それらが利用する場合の一般原則をはっきりした上で、それは地域交流の諸室であっても同じである。ただし、ホールについては、松前で実施しているように別の料金体系にすることで良いのではないか。例えば地域交流施設も、全く関係のない市民グループが使う場合は当然なんの減免もないという体系になる。(委員2)
- 図書館が企画していることも免除になるのか。(委員3)
- 図書館自体が企画していれば、市、あるいは、教育委員会が主催、共催の場合となり免除される。自主事業になる。(委員長)
- それ以外のサークルなどが利用する場合は料金が発生するということか。(委員3)
- 仮に50%だとすると、社会教育団体として認められていれば半分は払っていただくという話になっている。この議論はとても大切だが、一方で誰もが無料で使いたい。行政としてお金はある程度もらわなくてはいけない枠があり、そうでないと施設が長持ちしない。将来メンテナンスにもお金がかかる。最初から全部無料というシステムにしてしまうと、委員7からあったように将来的に厳しくなるかもしれない。委員6が仰るように市から委託を受けた事業、公民館が今までやってきたことは地域の人たちにも納得いただける事業であるため、それは免除対象にするということである。(委員長)
- そのバランスが重要である。施設目的に従って41億かけて作る施設である、それが関係団体によって有効に使われるように、教育委員会や市が助成制度を大いに活用して、役割を果たすということが必要である。収入の問題は、稼働率をどう上げていくというというのが、要するに、有料の稼働率をどれだけ高めていくかということになる。例えば主催事業であれ、共催事業、あるいは、実施事業であれ、民間事業であれ、どれだけプロモートして稼ぐかということを考えなくてはいけない。そこは区別してやらないといけない部分である。いままで市民会館は稼働率10%程度だった。これは貸館事業と市が主催している事業程度でしか使われなかった現状がある。そこにいろいろな市民、いろいろな団体が積極的に活動しようと動いていかなかった。そこを変えない限りは現状が変わらない。(委員2)
- 前回、欠席していたので確認をしたい。基本的に免除とか減額はあるということになるのか。ここで話に挙がっているのは免除もしくは減額ではなく、事業の目的に応じて審査基準を満たしたものに対してというご提案がある。これは例えば、主催とか共催といったものでなくてもその事業がこれからの伊予市の文化振興に大きく関わってくるも

のであれば、それに対して補助金を交付するという内容か。(委員 1)

- 相違ない。補助金が、貸館料相当の補助金になる。(委員長)
- これが免除になるか、減額になるかは別として、すごくいいと感じた。今までずっと免除してきたものは、恐らく今までの活動がベースになる。新しいものを出してくるときにこの制度があると、そのときは減額になるかもしれないが、貸館利用につながっていく可能性もある。この枠組みが一つあるということに賛成である。(委員 1)
- ありがとうございます。仮にこの段階ではこの仕組みを採用せず、団体に対する免除・減免方式を採用するとしても、運営の段階で例えば主催事業をどう選ぶか、共催事業をどう選ぶかという段階で委員 1 からのご意見が入ることも考えられる。新規事業を共催提案していただき、市民との会議を実施したうえで伊予市の文化に資すると判断されたものに対しては、免除・減額にすることもありえる。ひめぎんホールもそれに近い方式を行っている。完成から 50 年は使う施設になる、市民参画が施設を作る過程の中で行われるようにすることが必要だが、ここから先が長い。市民が運営も含めて関わっていき、このような議論を続けていかななくてはならない。そのためにもこの委員 1 のご意見をきちんと伝えることが必要だと考える。(委員長)
- 全面的な減免の話が出ているが、設備については利用者が負担するという項目については、きちんと検討する必要がある。特に冷暖房費については近年使用料がかかるようになった。あらかじめかかる料金は決定しておいていただきたい。(委員 7)
- ウェルピアは現状マイク 1 本借りても備品代金がかかる。特に指定管理になっている施設のほとんどはそのような形式になっている。パソコンを持ち込んだ場合には電気を使用するので料金が発生するという施設もある。設備については利用者が負担するという部分については、細かいところまで決めるのか、明らかに見える冷房代、暖房代程度の設定にするのか、これから細部は市で詰めていただく。(委員長)
- 付帯設備については基本的に市が想定する部分の施設については免除を適用外にせざるを得ない。大型施設である分、ピアノなどは維持管理にお金が必要になるため、料金を徴収しないといけない。こういうものは免除対象になりませんということを、はっきりと明示したら良いと考える。(委員 6)
- ありがとうございます。いずれにしても、その基準の決め方はここで議論しても決定できない。一定の受益者負担があるということを了解しといていただき、ウェルピアのように取るかどうかは、直営で当面やることを鑑み、財政当局と相談しないとけない。そして 3 年後、あるいはいずれ指定管理に出すということであれば、どの程度の費用が発生するかを想定しながら予算枠をこちらで立てていかななくてはならない。(委員長)
- 先ほど委員 7 から出ていたが、1 度建てたら維持管理がずっとかかるものになる。細かいことでもきちんと決定しておかないといけない。建物は建てたが後が続かないという施設を何カ所か聞いている。(委員 5)
- 松山の市民会館やキャメリアホールも、基本的にその会議室の付帯設備器具使用料、冷暖房

はかかるが、例えば机、椅子が一つ一つに付くということはない。基本的にはホール関係の機器の使用料について、セミナーであればこれを使う、コンサートであればこれを使う、というのは決めているものではないか。その使用料はすべて定めた上で料金設定をするようにしないといけない。(委員2)

- 市の側で現状の委員会の意見を活かしつつ料金設定を検討し、使いやすい施設を目指していただきたい。委員9、委員4からもご意見をいただきたい。(委員長)
- この件に関しては開館の最低でも1年前までに決めないといけない内容ではないか。それと同時に、市内の他の施設に関しても同じルールになるということを伺った。市内の他の施設も含めてすべて見直すということで良いか。(委員4)
- 使用料の減免規定については、今年度の末までに見直す予定である。既存施設は6カ月の周知期間を置いて10月頃から適用になる。新しい施設については、まだこれから条例や規則を作る段階にある。(事務局)
- 承知した。使用料もおおよそ一律になるのか。例えば、双海に文化ホールがあるが、その施設とこの文化ホールの料金は面積比で同じように決まるのか。(委員4)
- 使用料については、その施設の維持管理経費から稼働率等を勘案し、受益者負担がおおよそ2分の1程度になる使用料を設定する。(事務局)
- それぞれの施設によって異なるということか。(委員4)
- その通りである。(事務局)
- 承知した。(委員4)
- 先ほど話題の中で、どのような理由でどの公演が免除になっているかを知らせるという話があった。公平性を市民に伝える意味で良いと感じた。(委員9)
- ・ この施設は文化ホール・地域交流機能・図書館が融合したということが一つの大きなキャッチフレーズになっている。これから運営していくのに一番基盤となる考え方がそうになっているが、この三つそれぞれの機能に対して、市民が集まって活動できる部屋があるのか。どのような運営をしようか、どのような自主事業をしようかということ話をしたい。現在総合部会で行っていることを施設継続後も継続するために、無料で使うことができる空間があるか。(委員3)
- ボランティア室というものがある。無料で利用する場合には、誰でも無料になってしまわないように「市あるいは教育委員会が認めた団体」という文言が必要になると考えられる。(委員長)
- 2階の多目的スペース下にある、平面図をご覧ください。(委託業者)
- ここは貸館部分ではなく、事務室扱いの部分になっている。(委員長)
- どれくらいの広さがあるのか。(委員3)
- 大きな部屋ではない。(委託業者)
- これは市全体の料金、使用料の考え方にも出されているが、その施設の目的に沿った利用が促進されるということを妨げないという原則に基づかなければいけない。例えば今度、市役

所庁舎の中に大会議室ができる。この条例が出されていたが、料金についてはまた別途ということになっている。庁舎の場合と、いわゆる公共施設というものは異なる。庁舎の場合の料金の問題と区別してもらう必要がある。地方自治法が1963年に改正されて公の施設と、244条となったのは昭和38年である。それまでは施設について営造物、つまり財務の財産というところに該当していたため、市役所が管理し、住民に利用させるという考え方の規定だった。それが63年、地方自治法改正で公に規定が入って、公共の住民福祉の向上のために、住民福祉という目的をもってその利用に寄与する施設ということになった。庁舎などの行政財産とは違うということをきちんと定めなければいけない。以前の市民会館は庁舎のような考え方だったと感じている。料金の問題についても、ほとんど減免もなかった。それを全体のものに全部広げるということになると、昔の地方自治法改正以前に時代を戻すようなことになるのではないか。(委員2)

- ありがとうございます。文化施設の役割というご意見をいただいている。(委員長)
- 大原則となる方針を基に、それぞれに施設毎個別に改正をするということで、担当課で十分な検討をして改正案を出す。(事務局)
- 部屋の面積や名称については、いつわかるのか。(委員6)
- 条例を作る際に名称を定める。来年度を予定している。(事務局)
- そのとき、諸室の面積によって料金は異なるのか。(委員6)
- 仰る通りである。維持管理経費の概算を基に、平米単価を出して使用料を規定する。(事務局)
- 公民館設置条例で中央公民館がなくなったが、今後どのような位置づけにしていくのかお伺いしたい。(委員6)
- 中央公民館という名称はなくなるが、機能としては残る。伊予市全体で生涯学習・家庭教育・青年教育という事業は取り組んでいく。(事務局)
- 公民館設置条例に対してどうなるのかを伺いたい。(委員6)
- これは施設の設置条例ではなく、中央公民館機能があればよい。建物はないが、機能があるとうご理解いただきたい。(事務局)
- その位置づけを市民は理解していないのではないかと懸念している。(委員6)
- 公民館の位置づけについては別所で改めて協議をいただきたい。減免基準については委員会としてご意見をお伺いした。これを基準にしながら進めていただければと考えている。(委員長)

(4) 支払い方法・還付方法について

- ・ 資料の説明(委託業者)
- 支払い方法については、当日のキャンセルを避けるために広報宣伝を支払い後に行ってくれという内容になっている。また付帯設備は使用後の支払い、還付は原則しない、という内容になっている。(委員長)
- 使用料の納入期日は何日前までになっているのか。(委員6)

- 現状決めていないのではないかと（委員長）
- 決めていない。（委託業者）
- 前日の納入でも構わないのか。（委員 6）
- 前日ではなく、決められた期日までにお支払いをいただく。ホールによって半年前、3 か月前などもあるが、そこまで条例で決めるか規則にするかはそれぞれである。（委員長）
- 例えば 1 年前に予約をしたら、その日に支払いをするということか。（委員 6）
- 以前はそのような支払い方法もあった。支払い時点で使用許可を出すという方法である。しかし興行イベントの場合は何の収入もない時点で支払いをすることが難しく、分割払いなども行われている。それと還付が関連してくる。何日前までにキャンセルするか、ということと支払う金額が連動してくる。（委託業者）
- 原則還付しないとした理由の一つは、仮に将来、運用等で分割払いを認めた場合に、途中キャンセルになった際、3 分の 1 払っていて 3 分の 1 返金になる可能性も出てくるためである。条例の段階では決められた期日までにとということである程度、押さえておいて、比較的、変えやすい規則の中で何日前と決定する。利用者にはもちろんお伝えする。決められた期日までの納入がなければ広報宣伝ができない。（委員長）
- 規則で定める期日までに取り消し、または変更を申し出た時という、そういう項目だけを条例で、というのを決めるだけということか。規則で何日と決めるかどうかという内容は入れるのではないかと。（委員 2）
- 仰る通りである。また支払い期日は行政がいつその料金を徴収するかということに大きくかわってくる。（委員長）
- 全体まとめ、事前資料の 9 ページについて申し込み時期のことを確認したい。地域交流機能諸室の申し込みが本番利用 7 日前までとあるが、7 日前では早すぎるのではないかと。現状は公民館でもあるため、当日の午前中に申し込みをして午後借りることもできた。7 日前だと準備が間に合わないことも考えられる。次回まとめて確認をしたい。（委員 3）
- 支払いについて、キャンセルの場合も基本的にいったん支払ったら返金されないということか。（委員 1）
- 返金されないということになる。（委員長）
- 条例に期日を入れているところもある。例えば規則ではホールは 30 日前までに支払う、などの記載を入れている。（委員 2）
- いつまでに支払うかと連動するということか。（委員 1）
- 仰る通りである。いつまでに支払えばいいのかという部分については、行政との関わり合いがある。条例に書いてしまうとなかなか変更が難しい。（委員長）
- 条例に書く場合には、利用料金は還付しない、ただし各号に認める場合は全部もしくは一部を還付することが出来るなど記載すればよいのではないかと。規則ではいつまでに変更・取り消しと入れておいて、ホールは 30 日など規定する。（委員 2）
- ぎりぎりに支払ったのではパンフレットなどを作らないこともある。（委員 7）

- 印刷物まで作って当日キャンセル、という事例もある。興行会社が倒産するなどの事例も実施にあるため、留意しなくてはならない。(委員長)
- 実際にそういうことがある。早めに支払いをさせる仕組みが必要である。(委員 7)
- 稼働率が高くなればなるほどそのような事例が出てくる。残りのご意見については、また振り返りの際にまとめていただければと思っている。(委員長)
- もう一度設計図を資料としていただきたい。自分がかかわってくる部分を周辺にも聞くことができる。(委員 3)

(4) その他

- ・ 次回の検討委員会は 11 月 21 日(月)を予定している。場所はさざなみ館になる。(事務局)

3. 閉会

- ・ 閉会の言葉(事務局)

以 上